

平成 25 年 7 月 25 日

労災レセ電対応に関するパッチ提供分

1. 労災レセ電データ作成対応

(平成 25 年 7 月診療分以降) <ver4.7 以降>

労災レセ電データの作成を可能としました。詳細については、別資料
「労災レセプト電算処理システム対応」でご確認ください。

2. 労災・自賠責レセプトの再診時療養指導管理料のコメント記載修正 (外来)

(平成 25 年 7 月診療分以降) <ver4.6 以降>

. 130

101130190 再診時療養指導管理料

810000001 コメント

上記の診療行為入力を行った場合、レセプト記載において、再診時療養指導管理料とコメント
が別々に記載されていた (同一剤として記載されていなかった) ので修正しました。

3. 診療行為入力した診療区分「40」の剤チェック修正

(平成 25 年 7 月診療分以降) <ver4.6 以降>

手技毎に複数の剤で入力を行う場合で、かつ、対象の合成コードが存在する可能性があり、かつ、
いずれかの剤に同時に時間外加算の算定がある場合は、

「警告！複数の手技と時間外加算があります。労災の合成コードで算定して下さい。」
の警告メッセージを表示します、(労災 (短期・傷病) を対象とします)

4. 外来管理加算の特例に関するレセプト記載（外来）

（平成25年7月診療分以降）＜ver4.7以降＞

外来管理加算の点数に満たない処置等が2つ以上ある場合には最も低い点数に対して外来管理加算を算定し、他の点数は外来管理加算の点数に読み替えて算定することができます。

外来管理加算の点数に読み替えた場合は、レセプト記載において、同一剤に下記の外来管理加算（読み替え加算）の名称を記載します。（労災（短期・傷病）を対象とします）

- ・ 外来管理加算（読み替え加算）（処置）
- ・ 外来管理加算（読み替え加算）（麻酔）
- ・ 外来管理加算（読み替え加算）（検査）
- ・ 外来管理加算（読み替え加算）（その他）

【診療行為入力例】

診区	入力コード	名称	数量・点数
12	101120010	* 再診料	136 X 1 136
12	101120020	* 外来管理加算（読み替え加算）	52 X 1 52
40	.400	* 処置行為	
	140032410	ドレーン法（ドレナージ）（その他）	25 X 1 25
40	.400	* 処置行為	
	140002210	消炎鎮痛等処置（湿布処置）	52 X 1 52

【レセプト記載例】

```

40  *ドレーン法（ドレナージ）（その他）    25×    1
    *消炎鎮痛等処置（湿布処置）
      外来管理加算（読み替え加算）（処置）  52×    1
  
```

5. 患者登録－労災自賠保険入力時の労働基準監督署コードのチェックについて

＜ver4.7以降＞

現在、短期給付での保険入力時に、労働保険番号の先頭から5桁を労働基準監督署コード欄に表示し、労働基準監督署マスタから労働基準監督署名を表示していますが、労働基準監督署コードの3桁目が「3」（職業安定所）の場合、5桁コードが労働基準監督署マスタに存在しないため、労働基準監督署名が表示されず、初回請求分の集計が正しく出来なくなります。

労働基準監督署コードの3桁目が「3」（職業安定所）の場合、労働基準監督署コード欄を手動で再入力していただく必要があるため、警告メッセージを

「警告！！労働基準監督署コードが存在しません。」から

「警告！！労働基準監督署コードで再入力して下さい。」に変更しました。